

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内で建築・土木工事を行う場合 ～文化財保護法に基づく手続きの流れ～

- ・遺跡に該当する土地、遺跡地図で遺跡と確認された土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）において、建築や土木を計画されている場合、文化財保護法が適用になります。
- ・遺跡に該当しない土地でも、遺跡が存在する可能性が高い場所については、その有無を確認するため、試掘調査をお願いする場合があります。
- ・個人の方や民間事業者が、遺跡内において建築や土木工事などを行おうとする場合には、その旨を工事着手の60日前まで（文化財保護法第93条）、国または地方公共団体の場合は、あらかじめ（文化財保護法第94条）秋田県教育委員会（市教育委員会経由）に届け出なければなりません。

